

事後審査型一般競争入札の実施について（入札公告）

次のとおり事後審査型一般競争入札を行うので、伊丹市自動車運送事業契約に関する規程（平成23年交管理規程第3号）において準用する伊丹市契約に関する規則（平成3年規則37号）の規定に基づき公告する。

令和7年4月17日

伊丹市自動車運送事業管理者 森脇 義和

1. 入札に付する事項

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 件 名 | 乗合バス白単色LED式行先表示器購入 |
| (2) 数 量 | 25基 |
| (3) 納入場所 | 伊丹市交通局（伊丹市広畑3丁目1番地） |
| (4) 支払条件 | 納入完了後一括払い |
| (5) その他仕様等 | 別紙「乗合バス白単色LED式行先表示器購入」のとおり |
| (6) 予定価格 | 公表しない。 |
| (7) 最低制限価格 | 設定しない。 |

2. 入札に参加する者に必要な資格等

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- ア. 伊丹市及び伊丹市交通局の入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限、または伊丹市及び伊丹市交通局の入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- イ. 本入札公告日において国税及び地方税並びに消費税を滞納していないこと。
- ウ. 伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条各号のいずれかに該当しないこと。
- エ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

3. 競争入札参加表明書の提出及び受付通知

本競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）は、この公告に定める入札参加条件等を確認した上で、「入札参加表明書（様式1）」を提出すること。

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出期限 | 令和7年4月24日（木）まで |
| (2) 提出先 | 伊丹市交通局総務課財務係
〒664-0014 伊丹市広畑3丁目1番地 |
| (3) 提出方法 | 持参または郵送（郵送の場合は、入札参加者において期日までに到達したことを証明できる方法による。） |
| (4) 受付通知 | 令和7年4月25日（金）までに、「入札参加表明書受付通知書（様式2）」を入札参加表明書に記載したE-mailアドレスに電子メールで送信する。期日までに通知がない場合は、総務課財務係に問い合わせること。 |

4. 質問の受付及び回答

本案件に係る仕様等について、以下の要領で質問を受け付ける。入札参加者は、仕様書を熟読の上、解釈等について疑義がある場合は自ら安易に判断せず、必ず質問し回答を求めること。

- (1) 受 付 期 間 令和7年4月25日（金）から令和7年5月7日（水）まで
- (2) 提 出 方 法 「質問書（様式3）」に必要事項・質問を記入の上、持参・郵送・電子メールのいずれかにより提出すること。
- (3) 提 出 先 上記3.(2)と同様
電子メールアドレス：550101@city.itami.lg.jp
- (4) 回 答 日 令和7年5月9日（金）までに回答する
- (5) 回 答 方 法 質問があった場合に限り、入札参加者全員に電子メールにて回答を送信する。

5. 入札方法等

- (1) 入 札 方 法 入札書を書留郵便により送付する方法による
封筒表面に「入札書在中」と朱書きすること。
（注）上記以外の方法（持参・普通郵便等）による入札は無効とする。
- (2) 提 出 先 上記3.(2)と同様
- (3) 提 出 期 限 令和7年5月22日（木）
（注）期限内に到達しなかった入札書は、無効とする。

6. 入札の辞退

入札参加表明書受付通知書を送付後に入札を辞退する場合には、開札日前日までに「辞退届（様式5）」を上記3.(2)あてに持参又は郵送により提出すること。

7. 開札日時及び入札結果の通知

- (1) 開 札 日 時 令和7年5月23日（金）10時00分
※開札への立ち合いを希望する場合は、前日午後5時までに末尾問合せ先に連絡すること。代理人が立ち合う場合は、「立ち会い委任状（様式6）」を持参すること。
- (2) 入 札 結 果 入札結果は、応札のあった全事業者に対し、参加表明書に記載したE-mailアドレスへ開札日当日中に電子メールにより通知する。

8. 入札手続き・条件等

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 「入札書（様式4）」に記載している注意事項を厳守すること。
- (3) 予定価格を超える金額の入札は無効とする。
- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、立会人または本入札に関係のない伊丹市交通局職員によるくじ引きで落札候補者を決定する。
- (5) 入札の結果、入札者がおらず不調となったときは、関係法令に基づき随意契約とする場合がある。
- (6) 入札参加者が不正行為等不穏な行動の疑いのある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取り止めることがある。
- (7) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (8) 本公告に記載していない事項については、伊丹市契約に関する規則及び関係法令による。

9. 入札参加資格審査書類等の提出

落札候補者は、令和7年5月27日（火）17時までに以下の入札参加資格審査書類を提出すること。ただし、「令和6・7・8年度伊丹市交通局入札参加資格者名簿」に登載されている者については、提出を要しない。

- ・商業登記簿（法務局発行の商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書）
- ・財務諸表（直近の決算における貸借対照表及び損益計算書）
- ・納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額のない証明（証明書様式その3の3））
- ・印鑑証明書（法務局発行の証明書）
- ・事後審査型一般競争入札参加資格審査申請書（様式7）
- ・誓約書（暴力団排除関係・様式8）

10. 落札者の決定及び契約保証金の納付

- （1）予定価格以内、最低価格の入札をした者をもって落札候補者とする。
- （2）落札候補者について資格要件の充足を審査し、入札参加資格を認められた者を落札者とする。審査の結果、落札候補者の資格要件が不足している場合には、その者の行った入札は無効とし、次の順位の落札候補者から資格要件の審査を行い、落札者が決定するまで順次行うものとする。
- （3）落札者は、伊丹市契約に関する規則第24条の規定により契約保証金を契約開始日までに納付しなければならない。ただし、同規則第25条第各号の規定に該当する場合は納付を免除する。
- （4）資格要件の審査の結果、資格要件が不足している者には、理由を付してその結果を電子メールにより通知する。その通知を受けた者が、理由について説明を求める場合には、通知日から7日以内に書面にその旨を記載し交通局総務課財務係に提出すること。
- （5）落札候補者が、本公告に定める資格要件の審査に必要な書類を期日までに提出しない場合、又は入札執行者の指示に応じないときは、資格要件を満たしていないものとし、入札を無効とする。

11. 契約の締結及び入札結果の公表

- （1）落札者は、交通局と契約書を締結するものとする。契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- （2）契約金額は、落札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず入札金額に消費税及び地方消費税相当額（1円未満の端数切捨て）を加えた金額とする。
- （3）契約締結日において、資格要件を満たさなくなった場合は契約を締結しない。
- （4）本入札結果は、落札者の決定後に伊丹市交通局ホームページにて公表する。

12. 問合せ先

伊丹市交通局総務課財務係
伊丹市交通局広畑3丁目1番地
電話：072-781-3753

乗合バス白単色LED式行先表示器購入仕様書

令和7年（2025年）4月
伊丹市交通局

本仕様書は、伊丹市交通局（以下、「当局」という。）が行う乗合バスＬＥＤ式行先表示器の購入（以下「本業務」という。）について、その仕様等を定めるものである。

なお、仕様書に明記のない事項であっても、本業務の履行に当然必要と認められる事項については、当局の指示により、契約業者（以下「契約者」という。）の負担においてこれを行うものとする。

I. 本業務の趣旨

本業務は、老朽化したＬＥＤ式行先表示器を更新し、掲出する行先等の運行情報の視認性を高めることで、乗客が安心して利用できる環境整備を図ることを目的とする。

また、本業務の実施にあたっては、系統などの運行情報・経由地などの運行内容の情報を保持する既存のＯＢＣ－ＶＩＳＩＯＮ（レシップ製）と連動させることはもちろん、表示内容の確認、操作作業、管理業務について、当局の業務負担が増加することのないよう留意しつつ、品質の確保はもとより、予定期間での業務完了を必須とする。

機器の選定にあたっては、当局の現在の運用方法を十分に踏まえるとともに、汎用性があり、以後の拡張性や応用性などの多様性についても考慮すること。

II. 本業務の概要

本業務の履行にあたっては以下に示す事項を遵守すること。

1. 機器の仕様及び規格

各メーカーの最新（白色表示可能）素子のもので、道路運送車両の保安基準に適合し、当局のバス車両に取り付け可能なものであること。

2. 機器詳細・条件等

機器の仕様詳細・条件等は、次のとおりとする。

（１） 機器の外形寸法及び取付数量

ア. 表示色

白色単色

イ. 機器の外形寸法

【前面】 幅 1,560mm 以下・高さ 365mm 以下・奥行 150mm 以下

【側面】 幅 820mm 以下・高さ 450mm 以下・奥行 110mm 以下

【後面】 幅 1,110mm 以下・高さ 230mm 以下・奥行 150mm 以下

ウ．取付数量

前面・側面・後面行先表示器 各 2 5 基

行先表示器操作盤 2 5 基

車両への固定部材一式 2 5 基分

エ．予備機

各 1 セットを予備器として別途納入すること。

- (2) 外部からの光、降雨時及び夜間にあっても表示内容が約 50m 先から視認できること。また、視野角が広いこと。
- (3) 車両側面（横）の表示器は、短冊間に表示できる表示内容が矢印表示の指向性に制限がかからないこと。もしくは、白色が表示できるフルドットの表示器で、短冊型と同様の表示ができること。
- (4) 前・後・側面（横）の各表示器が表示している内容を、表示器ごとに操作番号等を表示器の車内側に表示し、目視により容易に表示内容の確認ができること。もしくは、他の方法により確認可能な手段を講じること。（但し、既設の機器と異なる確認方法とする場合には、既設の機器についても同様の方法で確認できるよう契約者の費用で改良を行うこと。）
- (5) 熱害や振動により LED 切れや動作に異常が生じないように、必要な対策を講じること。
- (6) 製造年月日は、納入日より起算して 3 ヶ月以内とし、製造年月日、製造番号を記載した名盤シールを各機器に貼付けること。
- (7) 既設機器の表示データと同様、もしくは、同等の表示が可能でること。
- (8) 納入する機器に表示させるデータの作成や変更については、当局が現有するデジタル行先表示器データ編集ソフトで作成（編集）できること。もしくは、既設のデジタル行先表示器のデータ編集も可能な新たな編集ソフトをあわせて納入すること。いずれの方法にもより難しい場合には、契約者側で既設のデジタル行先表示器用のデータ作成を行う体制を整備するなどし、当局が既設機器と納入機器用の 2 種類のデータを作成しなくてはならない状況を回避すること。

3．履行期間

契約締結日から令和 7 年 1 2 月 1 9 日まで

4．履行場所

当局広畑車庫内（伊丹市広畑 3 丁目 1 番地）

5．納入に際しての留意事項

納入及び検査に関しては、次のとおりとする。

- (1) 本業務の着手にあたっては、当局担当者と作業工程の調整を十分に行い、承認を得ること。

(2) 納入に際しては、本体外形図・配線図・取扱説明書・カタログを提出すること。

(3) 車両への機器取り付け完了後、車両ごとに動作確認を行い、当局担当者の検査を受けること。

6. 費用負担

車両への取り付けと動作に必要な部品の調達及び配線施工、取り外した既設の機器等の廃棄物の処分は、契約者の費用で行うこと。

また、他機器との連動に要する情報取得等に要する費用も同様とする。

7. 支払方法

本業務に係る代金の支払いは、業務完了後の一括払いとし、請求書を受領後30日以内に支払うものとする。

Ⅲ. 保守サポート

1. 使用開始後に発生した施工ミスや設計ミス、プログラムミス等による不具合については速やかに改修を行い、運行に支障を来たさないようにすること。

2. 通常の使用にもかかわらず不具合、故障等が発生した場合は、速やかに改修を行い、運行に支障を来たさないようにすること。

3. 設置した機器等については、業務完了後1年間を無償保証期間とし、その期間内に不具合が発生した場合は、迅速に修理または新品と交換し、運用に支障を来たさないようにすること。また、保証期間終了後においても、部品供給、修理など、当局の要請に速やかに対応できるサービス体制を維持すること。

以上